

# 働き方改革の推進について

山形労働局では、平成27年1月9日、長時間労働の抑制や年次有給休暇の所得促進などを通じての働き方改革実現のため、企業トップへの働きかけや気運の醸成を図ることを目的に「山形労働局働き方改革推進本部」を設置しました。本部設置要綱及び取組方針は以下のとおりです。

今後、労働時間関係のデータや、企業における働き方改革に係る企業の取組事例、労働局における取組の実績などを追加掲載し、各企業の皆様が働き方改革を検討する際の参考となるページにしていきたいと思っておりますのでご活用ください。

山形労働局 労働基準部 監督課  
電話 023-624-8222

---

## 山形労働局働き方改革推進本部 設置要綱

### 1 目的

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、始業及び終業の時刻の設定の見直し、勤務地や勤務時間等を限定した多様な正社員制度、適正な労働条件の下でのテレワークの普及など長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」を進めていくことが求められている。

「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）においても、「新たに講ずべき具体的施策」として「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が明記されるなど、長時間労働対策の強化が政府としての喫緊かつ重要な課題となっており、山形県に目を向けても、1か月当たりの総実労働時間は155.5時間と全国平均に比べ10時間長く（厚生労働省；平成25年毎月勤労統計調査）、年次有給休暇の取得率は47.41%と全国平均を1.4ポイント下回り（中小企業団体中央会；平成26年中小企業労働事情実態調査報告書）、週間就業時間60時間以上の雇用者の割合は全国平均を下回るものの、なお8.3%に達している（総務省；平成24年就業構造基本調査）など、同様の課題を抱えている。

また、平成26年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、働き方改革の実現に向けた取組はこれらにも資する。

こうしたことから、働き方改革の実現に向けた取組をさらに強化するため、企業ト

トップへの働きかけや気運の醸成を図ることを目的とする。

## 2 設置

働き方改革の実現に向けた対策を推進するため、山形労働局働き方改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

## 3 構成メンバー

本部長	山形労働局長
副本部長	山形労働局 労働基準部長
本部長	総務部長
	職業安定部長
	雇用均等室長
	労働基準部 監督課長
	職業安定部 職業安定課長
	職業安定部 職業対策課長
	その他局長が指名した者

## 4 実施内容

- (1) 働き方改革の促進のための取組方針の決定
- (2) 働き方改革の促進のための団体・企業のトップへの働きかけ
- (3) 働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成
- (4) その他働き方改革の促進のために必要な取組

## 5 会議

局長は、必要に応じ会議を招集する。

## 6 庶務

本部の庶務は、労働基準部監督課において処理する。

この要綱は平成 27 年 1 月 9 日から施行する

---

### 山形労働局働き方改革推進本部取組方針

## 1 情報発信

会合や説明会等のあらゆる機会を捉えて、働き方の見直しに取り組むことの必要性について広く情報発信する。

## 2 労使団体への協力要請

労働局長、労働基準部長等が県内の事業主団体及び労働団体を訪問し、傘下企業等に

対して以下の取組を行うよう協力要請する。

- ① 長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進を始めとする働き方改革への取組要請
- ② 山形労働局働き方改革推進本部の周知
- ③ 「働き方・休み方改善ポータルサイト」の周知

### 3 企業トップへの働きかけ

労働局長、労働基準部長等が県内のリーディングカンパニーを訪問して、各企業の実態に応じ、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進を始めとする働き方の見直しに取り組むよう働きかける。

### 4 都道府県等との連携

上記1～3に当たり、都道府県、市町村、事業主団体等と積極的に連携を図る。

---

(以上平成27年1月9日掲載)